

令和6年2月招集

定例会会議録

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

令和6年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議長の報告	5
議事日程の決定	5
日程第1 議席の指定	6
日程第2 議長の選挙	6
議事日程の追加	7
日程第3 副議長の選挙	8
日程第4 会期の決定	9
日程第5 会議録署名議員の指名	9
管理者あいさつ	9
日程第6 管理者の選挙	10
日程第7 議案上程	11
日程第8 提案理由の説明	12
日程第9 議案審議	13
管理者あいさつ	23
閉会	23
署名議員	24

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第1号

令和6年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の招集について
令和6年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月17日

君津郡市広域市町村圏事務組合管理者 渡辺 芳 邦

記

- 1 開催日時 令和6年2月6日（火） 午後3時30分
- 2 場 所 君津市久保2丁目13番1号
君津市役所9階議会全員協議会室

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	田中	幸子	君	2番	鶴岡	大治	君
3番	永原	利浩	君	4番	石井	宏子	君
5番	小倉	靖幸	君	6番	野上	慎治	君
7番	小泉	義行	君	8番	石井	志郎	君
9番	山田	重雄	君	10番	粕谷	智浩	君
11番	榎本	雅司	君	12番	根本	駿輔	君

不応招議員（なし）

出席議員 12名

1番	田中幸子君	2番	鶴岡大治君
3番	永原利浩君	4番	石井宏子君
5番	小倉靖幸君	6番	野上慎治君
7番	小泉義行君	8番	石井志郎君
9番	山田重雄君	10番	粕谷智浩君
11番	榎本雅司君	12番	根本駿輔君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管理者	渡辺芳邦君	副管理者	高橋恭市君
会計管理者	松井晋君	事務局長	石渡雅浩君
総務課長 会計課長	大野正彦君	企画財政課長	奈良和大和君
児童発達支援 センター所長	藤寄勉君		

職務のため出席した者の職氏名

書記長	鈴木伸房	書記	室武 顕
書記	友野千明		

○副議長(石井志郎君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、組合議長が空席となっております。地方自治法第106条第1項の規定により、新議長が選出されるまで、副議長の私が行いますので、よろしく願いいたします。

また、本日、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

○副議長(石井志郎君) ここで、新たな組合議会議員を紹介いたします。

昨年、10月23日付けで、君津市議会議長となり当組合の議員となりました小倉靖幸君を紹介いたします。

小倉靖幸君、あいさつをお願いいたします。

○(小倉靖幸君) ただいまご紹介いただきました小倉靖幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長(石井志郎君) 同じく、昨年、10月23日付けで、君津市議会より当組合の議員に選出されました野上慎治君を紹介いたします。

野上慎治君、あいさつをお願いいたします。

○(野上慎治君) 君津市議会議員の野上慎治でございます。かずさ地域発展のため全力でがんばってまいります。よろしく願いいたします。

○副議長(石井志郎君) 次に昨年、11月23日付けで、袖ヶ浦市長となり当組合の議員となりました粕谷智浩君を紹介いたします。

粕谷智浩君、あいさつをお願いいたします。

○(粕谷智浩君) ただいま、ご紹介いただきました袖ヶ浦市の粕谷智浩でございます。

昨年11月に告示をされました袖ヶ浦市長選挙におきまして2期目の袖ヶ浦市長という重責を担わせていただくことになりました。引き続き袖ヶ浦市の発展のみならず、圏域発展のために、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○副議長(石井志郎君) 以上で紹介を終わります。

○副議長(石井志郎君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

◎議長の報告

○副議長(石井志郎君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定による、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第292条の規定により準用する、同法第199条第9項の規定により、令和5年度定期監査報告書等の提出があり、お手元に配布してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、管理者より、令和6年1月19日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○副議長(石井志郎君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程	令和6年2月6日	午後3時30分	開会
日程第1	議席の指定		
日程第2	議長の選挙		
日程第3	会期の決定		

- 日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 管理者の選挙
日程第6 議案上程
日程第7 提案理由の説明
日程第8 議案審議（議案第1号ないし議案第6号）
-

◎日程第1 議席の指定

○副議長(石井志郎君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により小倉靖幸君を5番に、野上慎治君を6番に、粕谷智浩君を10番に指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○副議長(石井志郎君) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか議長の指名をお願いいたします。

鶴岡大治君。

○2番(鶴岡大治君) 現在副議長をされておられます、富津市の石井志郎議員を議長にご推薦申し上げます。

○副議長(石井志郎君) ただいま、鶴岡大治君より、私、石井志郎を議長に推薦する発言がありましたが、ほかに指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(石井志郎君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました石井志郎を、議長の当選人と定めることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。よって、私、石井志郎が議長に当選いたしましたので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(石井志郎君) それでは、一言、就任のごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいま、皆様方の温かいご推挙を賜りまして、組合議会の議長に当選をさせていただきました。本組合の発展はもとより、圏域発展のために全力を傾注する所存でございます。今後とも、ご支援、ご協力の程、切にお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、あいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

◎議事日程の追加

○議長(石井志郎君) ここで、お諮りいたします。副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第2の次に、日程第3、副議長の選挙を追加いたします。議事日程を配布してください。

(参 照)

議 事 日 程 令和6年2月6日 午後3時30分 開会

日程第1 議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 副議長の選挙

日程第4 会期の決定

日程第5 会議録署名議員の指名

- 日程第6 管理者の選挙
日程第7 議案上程
日程第8 提案理由の説明
日程第9 議案審議（議案第1号ないし議案第6号）
-

◎日程第3 副議長の選挙

○議長(石井志郎君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、議長選挙と同様に指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。

どなたか副議長の指名をお願いいたします。

鶴岡大治君。

○2番(鶴岡大治君) 君津市の小倉靖幸議員を副議長にご推薦申し上げます。

○議長(石井志郎君) ただいま、鶴岡大治君より、小倉靖幸君を、副議長に推薦する発言がありましたが、ほかに指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました小倉靖幸君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。よって、小倉靖幸君が副議長に当選されました。

会議規則第30条第2項の規定により、小倉靖幸君に当選を告知いたします。

ここで、当選されました小倉靖幸君に承諾のあいさつをお願いいたします。

小倉靖幸君。

○5番(小倉靖幸君) 自席より、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

このたびは、皆様方のご推挙を賜りまして、広域市町村圏事務組合の副議長に当選を

させていただきますして誠にありがとうございました。

今後は、副議長の職を全うし本組合の更なる発展に努めてまいる所存でございますので、皆様方の一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石井志郎君) 以上で、副議長の承諾のあいさつは終わりました。

◎日程第4 会期の決定

○議長(石井志郎君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(石井志郎君) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、3番永原利浩君、10番粕谷智浩君を指名いたします。

◎管理者あいさつ

○議長(石井志郎君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和6年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします案件は、お手元の議案目録のとおり、6議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたします

が、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(石井志郎君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎日程第6 管理者の選挙

○議長(石井志郎君) 日程第6、管理者の選挙を行います。

管理者の任期が、令和6年4月17日をもって満了となりますので選挙を行うものがあります。

組合規約第8条第2項の規定により、管理者は組合議会において、関係市長の内からこれを選挙することとされております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) 異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか管理者の指名をお願ひいたします。

石井宏子君。

○4番(石井宏子君) 管理者につきましては、これまで木更津市の渡辺市長にお骨折りをいただいております。

渡辺市長は、管理者就任以来、本組合発展のためにご尽力されており、本組合の管理者として最適任者でございます。よって、引き続き木更津市の渡辺市長を管理者に強く推薦いたします。以上です。

○議長(石井志郎君) ただいま、石井宏子君より、木更津市長の渡辺芳邦君を管理者に推薦する発言がありましたが、ほかに指名はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました渡辺芳邦君を、管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。よって、渡辺芳邦君が管理者に再選されました。

会議規則第30条第2項の規定により、渡辺芳邦君に当選を告知いたします。

ここで、再選されました渡辺芳邦君に承諾のあいさつをお願いいたします。

渡辺芳邦君。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして、君津郡市広域市町村圏事務組合の管理者を引き続き務めさせていただくこととなりました。

現在、関係市が主体となり、共同処理事務のあり方及び今後の組合の方向性について検討しているところでありまして、このような大変な重要な時期に管理者を務めさせていただき、改めて身の引き締まる思いでございます。

引き続き、当圏域・関係市の発展、広域連携のためにも最大限努力を尽くす所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石井志郎君) 以上で、管理者の承諾のあいさつは終わりました。

なお、管理者に渡辺芳邦木更津市長が再選されたので、組合規約第6条第2項の規定により、木更津市の田中幸子副市長が引き続き組合議員に就任いたしますのでご了承承願います。

◎日程第7 議案上程

○議長(石井志郎君) 日程第7、議案上程を行います。

送付されました議案第1号ないし議案第6号を、一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承承願います。

(参 照)

君広総第532号

令和6年1月19日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

副議長 石井 志郎 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡辺 芳邦

令和6年2月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和6年2月6日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

議案第1号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第8 提案理由の説明

○議長(石井志郎君) 次に、日程第8、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第1号から第6号までの6議案でございます。

以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、379万7千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ、6億1千890万8千円にしようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億9千956万1千円に定めようとするものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと、1千765万2千円の減額、率では、2.9%の減となっております。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の一般職の職員、任期付職員及び会計年度任用職員の給与の額等を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、千葉県の地域外来・検査センター運營業務委託事業が廃止になったことから、君津郡市夜間急病診療所分院を閉鎖するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

最後に、議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。

◎日程第9 議案審議

○議長(石井志郎君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第9、議案審議を行います。初めに、議案第1号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第1号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般

会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。別冊の令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書一般会計補正予算（第2号）1ページをご覧ください。

管理者提案理由のとおり、歳入歳出予算それぞれ379万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を6億1千890万8千円にしようとするものでございます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。6ページをご覧ください。1款、1項、3目児童福祉施設給付費負担金440万7千円の減につきましては、児童発達支援センターにおける園児の出席日数が、当初の見込みを下回ったことに伴う児童発達支援センター給付費の減によるものでございます。次に、2款、1項、3目診療所使用料867万4千円の増につきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症の影響等による受診控えの傾向がございましたが、同感染症が第5類へ移行したことなどから、患者数が見込みを上回ったことにより夜間急病診療所使用料が増加したものでございます。次に、5款、2項、1目雑入47万円の減につきましては、児童発達支援センターにおいて実習生の受け入れがなかったこと並びに職員の産休及び育休等により給食の食数が当初の見込みを下回ったため、児童福祉施設給食負担金が減額となったことなどによるものでございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明いたします。7ページをご覧ください。1款、1項、1目議会費6万2千円の減につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定による一般職人件費の増がある一方、市町村職員共済組合負担金に係る負担率の変更に伴う減により、結果、減額することとなったものでございます。次に、その下の表、下から2段目、2款、1項、3目行政連絡費83万5千円の減につきましては、職員共同研修委託契約に係る見積り合わせにより生じた予算額との差額の減などによるものでございます。8ページをご覧ください。一番上の表の2段目、同じく2款、1項、6目財産管理費482万7千円の減につきましては、組合事務所に係る外壁改修工事の実施を見送ったことに伴う工事請負費の減などによるものでございます。次に、その下の表、3款、1項、1目社会福祉総務費6万7千円の増につきましては、市町村職員共済組合負担金に係る負担率の変更に伴う減がある一方、人事院勧告等に伴う給与改定による増により、一般職人件費を増額することとなったものでございます。次に、その下の表、3款、2項、1目児童福祉総務費109万9千円の減につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定による増がある一方、育児休業等に伴う休業分の減などにより、結果、減

額することとなったものでございます。9ページをご覧ください。同じく3款、2項、2目児童福祉施設費288万2千円の減につきましては、予定していた児童発達支援センターの会計年度任用職員の保育士1名を雇用できなかったこと等による会計年度任用職員人件費の減及び園児の出席日数が当初の見込みを下回ったことに伴い、給食の食数が見込みを下回ったことによる、賄材料費の減額などによるものでございます。次に、中段の表、4款、1項、1目保健衛生総務費9万2千円の減につきましては、水道検査業務に係る会計年度任用職員の勤務実績を考慮したことによる人件費の減によるものでございます。同じく、4款、1項、3目救急急病医療事業費15万円の増につきましては、夜間急病診療所の患者数増加に伴う医薬材料費の増によるものでございます。次に、その下の表、5款、1項、1目予備費1千360万5千円の増額は、歳入補正額の増額分を調整するため、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額について増額しようとするものでございます。

なお、10ページから18ページにかけて補正予算給与費明細書を記載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第1号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第2号 令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。別冊の令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合予算書一般会計予算1ページをご覧ください。

第1条は、管理者提案理由のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9千956万1千円と定めようとするものでございます。第2条は、歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき、流用できる経費の範囲を定めるものでございます。5ページ及び6ページをご覧ください。令和6年度の予算額につきましては、前年度予算額と比較いたしますと1千765万2千円、率にして約2.9%の減となっております。

はじめに、歳入について、主なものをご説明いたします。7ページをご覧ください。1款、1項、1目関係市負担金4億5千225万6千円は、説明欄に記載の6業務に充当させていただくものでございます。一般職人件費の減額などにより、対前年度比186万5千円の減となっております。次に、中段の表、2款、1項、2目診療所使用料3千48万8千円は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えからの回復傾向により、夜間急病診療所の患者数が増加する見込みであり、それに伴う診療所使用料について、対前年度比1千248万8千円の増となっております。8ページをご覧ください。一番上の表、3款、1項、1目児童福祉費県委託金40万円は、千葉県障害児等療育支援事業として行っているつくしんぼ教室に係る県委託金で、前年度と同額となっております。次に、その下の表、4款、1項、1目繰越金1千200万円は、令和5年度の歳計剰余金で、対前年度比2千800万円の減となっております。次に、一番下の表、5款、2項、1目雑入235万7千円は、かずさ水道広域連合企業団等、関係市以外の職員に係る職員研修参加負担金の減などにより、対前年度比27万5千円の減となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。歳出について、主なものをご説明いたします。1款、1項、1目議会費1千61万8千円は、昇給及び給与改定による増がある一方、市町村総合事務組合負担金の算定基準の見直しに伴う負担金の減により、対前年度比63万1千円の減となっております。次に、2款、1項、1目一般管理費9千489万1千円は、派遣職員を含む一般職の人件費について、先ほどの議会費と同じく、給与改定等による増及び市町村総合事務組合負担金の算定基準の見直しに伴う負担金の減などにより、対前年度比1千196万7千円の減となっております。10ページをご覧ください。

い。表の上から2段目、2款、1項、3目行政連絡費352万5千円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の職員共同研修を2回に分けて実施していたものを1回での実施に戻すことによる講師委託料や会場使用料の減などにより、対前年度比212万2千円の減となっております。次に、表の一番下、6目財産管理費431万6千円は、前年度に予算措置していた組合事務所の外壁改修工事に係る工事請負費について、本年度は計上していないことなどから、対前年度比475万8千円の減となっております。

11ページをご覧ください。一番下の表、3款、1項、1目社会福祉総務費625万5千円は、他の人件費と同様に、給与改定や人事異動及び市町村総合事務組合負担金の算定基準の見直しなどにより、対前年度比397万4千円の減となっております。12ページをご覧ください。3款、2項、1目児童福祉総務費1億4千110万9千円は、他の人件費と同様に、給与改定や人事異動及び市町村総合事務組合負担金の算定基準の見直しなどにより、対前年度比1千167万8千円の減となっております。同じく3款、2項、2目児童福祉施設費8千364万8千円は、保育士2名が育児休業を取得する見込みであることから、その代替えとして会計年度任用職員を2名雇用しようとする事及び人事院勧告等に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとする事による増により、対前年度比1千717万2千円の増となっております。13ページをご覧ください。表の一番上、4款、1項、1目保健衛生総務費291万5千円は、専用水道等に係る事務に充てる職員を会計年度任用職員から一般職の短時間勤務職員に変更することにより、対前年度比81万円の増となっております。その2段下、同じく4款、1項、3目救急急病医療事業費2億3千696万円は、夜間急病診療所事業及び二次待機施設業務事業において、うるう年の関係で委託日数が1日少ないこと及び平日と日曜休日の日数の差により、対前年度比89万円の減となっております。次に、一番下の表、5款、1項、1目予備費1千万円は、前年度と同額となっております。

なお、14ページから16ページにかけて関係市負担金の内訳を、17ページから26ページにかけて給与費明細書を、それぞれ掲載しておりますので後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第2号 令和6年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

本条例につきましては、管理者提案理由のとおり、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員及び会計年度任用職員等の給与の額等を改定するため、関係する4条例についてまとめて改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。条例第17条の改正は、期末手当の支給率の改定で、一般職の職員の12月の期末手当の支給率を0.05月分引上げ1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を0.025月分引上げ0.7月にしようとするものでございます。条例第18条の改正は、勤勉手当の支給率の改定で、一般職の職員の12月の勤勉手当の支給率を0.05月分引上げ1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を0.025月分引上げ0.5月にしようとするものでございます。別表の改正は、国に準じた給料表の改定で、2ページから6ページに記載のとおり号給に応じて千円から1万2千円を引上げようとするものでございます。7ページをご覧ください。

次に、第2条は、第1条と同じく職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、施行日等が異なることなどから、別の条としております。条例第17条及び第18条の改正は、令和6年度の期末・勤勉手当の支給率の改定で、引き上げられた期末・勤勉手当の支給率を6月と12月、均等にしようとするものでございます。

次に、第3条、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一

部改正につきましては、令和6年度以降の特定任期付職員の給与の額及び期末手当の支給率を上げる改定をしようとするものでございます。

次に、第4条及び第5条、君津都市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第4条につきましては、第1条において、一般職の職員の期末手当の支給率を改正したことに伴い、条例第13条及び第22条において準用し読替えている文言が変更となったことから必要な措置を講じるものでございます。第5条につきましては、令和6年度以降の会計年度任用職員の給与の額及び期末手当の支給率の改定並びに勤勉手当を新たに支給しようとするものでございます。条例第2条の改正は、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加しようとするもの、条例第12条の改正は、現在不用となっている宿日直手当の条項を削除しようとするもの、条例第13条及び第22条の改正は、期末手当の支給に関し一般職に準じた引上げ改定を、追加される第13条及び第23条は、勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めようとするものでございます。別表第1の改正は、給料表の改正で、9ページから13ページのとおり一般職に準じて引上げ改定しようとするものでございます。13ページをお開きください。

次に、附則第1項につきましては、施行期日等を規定しており、第1条及び第4条の改正は、令和5年4月1日に遡り適用し、その他は、令和6年4月1日から施行としております。附則第3項につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給可能となることから育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できるよう所要の改正をしようとするものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページから23ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書14ページをご覧ください。

本条例につきましては、児童福祉法第43条に規定されている児童発達支援センターの類型が一元化されることから、関係する条文の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、児童福祉法の改正により福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターが一元化され、児童発達支援センターとなることから第2条において所要の改正をしようとするとともに、第3条において改正法との条ずれを改正しようとするものでございます。施行日は、令和6年4月1日としております。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の24ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第5号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書15ページをご覧ください。

本条例につきましては、地域外来・検査センターとして開設しております、夜間急病診療所分院を閉鎖するため、関係する条文の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条から第5条までの夜間急病診療所分院に係る事項を削除するとともに、その他、所要の改正をしようとするものでございます。施行日は、令和6年4月1日としております。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の25ページから26ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第5号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第6号 君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第6号 君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書16ページをご覧ください。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係する条文の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第20条に規定する情報公開・個人情報保護審査会の設置の根拠を、君津都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に改めようとするものでございます。条例の施行日は、公布の日としております。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の27ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(石井志郎君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(石井志郎君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 君津都市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長(石井志郎君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長(石井志郎君)　ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。
渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君)　令和6年2月組合議会定例会の閉会に際しましてごあいさつ申し上げます。議員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり議決をいただき、重ねてお礼を申し上げます。本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石井志郎君)　以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎閉　会

○議長(石井志郎君)　これをもちまして、令和6年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後4時20分　閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 石 井 志 郎

署名議員 永 原 利 浩

署名議員 粕 谷 智 浩